

在日本朝鮮人陸上競技協会 規約

第1章 総則

- 第1条 本会名称を在日本朝鮮人陸上競技協会(以下協会)とする。
- 第2条 本協会は、在日同胞社会に陸上競技を幅広く普及し、大衆化と技術発展の為に努力し、活動を通して祖国の自主的平和統一を促進させる。
- 第3条 本協会は、在日本朝鮮人体育連合会に属する。
- 第4条 本協会の事務所は在日本朝鮮人体育連合会に置く。

第2章 事業

- 第5条 本協会は、第2条の目的達成の為に、次のような事業を行う。
- ア 年1回、在日朝鮮人陸上競技選手権大会をはじめ、各種陸上競技大会、記録会を運営する。必要に応じ講習会、合宿訓練等を組織する。
- イ 中央体育大会の陸上部門に審判及び技術面での補助を行う。
- ウ 優秀選手の発掘及び、育成対策を講ずる。
- エ 共和国との連携を深め、共和国の陸上競技発展に貢献する。
- オ 陸上競技大会等の公式記録を整理、発表、保存する。
- カ 広範な同胞陸上競技愛好家を網羅し、民族的団結を強化するため貢献する。
- キ 日本をはじめ、世界各国の陸上競技団体及び関係者、選手たちとの友好親善に寄与する。

第3章 役員

- 第6条 本協会は、次のように役員を置く。
- | | |
|------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 顧問 | 数名 |
| 副会長 | 数名 |
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 数名 |
| 理事 | 20名 |
| 会計監査 | 2名 |
- 第7条 会長及び、副会長、理事長は理事会で選出する。
会長は本協会を代表し、会務を主観する。
副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合は会長代理を務める。
理事長は理事会を組織し、その業務と議決を執行する。
- 第8条 理事は各地方の同胞陸上競技愛好家の中から選出する。選出数は理事会で決定する。
- 第9条 会計監査は理事会で選出する。本協会の会計を監察する。
- 第10条 役員任期は3年で補選者の任期は前任者の任期期間を継承する。

第4章 会議

- 第11条 理事会は次の事項を審議、決定する。
- ア 役員の選出
 - イ 会計報告及び、予算案審議と決定
 - ウ 事業計画
 - エ 規約の審議と策定及び決定
 - オ 表彰の対象者審議と表彰
 - カ その他、協会内で提起された案件に対する審議と決定
- 第12条 理事会は毎年1回、定期的に招集する。常任理事会は必要に応じ収集できる。
- 第13条 理事会は理事総数の過半数以上の出席により成立する。召集された理事が理事会に参加できない場合、委任状をもって議決権を行使できる。
- 第14条 理事会の議案は出席理事の過半数で決定される。賛否同数の場合は、会長が最終決定権を行使できる。

第5章 専門部

- 第15条 本協会は事業を円滑に進めるため、次のような専門部を設置する。
- ア 技術部（技術理論、指導実技、指導員育成）
 - イ 審判部（審判構成、講習会、施設用器具研究）
 - ウ 競技部（競技組織、記録整理）

第6章 会計

- 第16条 本協会は、自立的な運営のため、その財政を賛助金、会費などをもって充当する。

第7章 附則

- 第17条 本規約は、1986年 6月 28日から実施する。

在日本朝鮮人陸上競技協会 会長 朴世權

設立年度 : 昭和29(1954)年 7月28日

事務所住所 : 〒110-0005 東京都台東区上野7-2-6
在日本朝鮮人商工連合会ビル2階